

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規 則	ページ
秋田県立大学学則の一部を改正する規則(二九・学術振興課).....	1
秋田県立大学短期大学部学則の一部を改正する規則(三〇・学術振興課).....	2
知事の権限に属する社会福祉法人に関する事務を地域振興局長に委任する規則の一部を改正する規則(三一・福祉政策課).....	3
訓 令	
保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員補助執行に関する規程(七・子育て支援課).....	3

秋田県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十九号

秋田県立大学学則の一部を改正する規則

秋田県立大学学則(平成十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項及び第六十一条第一項中、「大学等」の下に、「又は高等専門学校」を加える。

別表第一号の表教養基礎教育科目教養教育科目の項中「イメージの世界」、「日本の美と東北の風土」、「日本語の表現」、「生きることの意味について」、「利己主義について」、「生の倫理」、「発達と個性」、「認識と理解」、「空間と行動」、「現代家族の諸相」、「現代社会の構造論的把握」、「現代文化とアイデンティティ

「の行方」、「豊かな生活を求めて」及び「人間発達の経済的条件」を削り、「他大
学」を「他の大学等若しくは高等専門学校」に改め、同表教養基礎教育科目保健体
育科目の項中「健康と体力」、「ゲームと技能」及び「健康の科学」を削り、別表第
二号(一)の表専門教育科目システム科学技術基礎科目の項中

基礎物理学
物理学Ⅱ

「二六単位」を「二四単位」に、「選択科目から

「二単位」を「選択科目から四単位」に改め、同表専門教育科目専門科目の項中

物 口

ポット工学	二	ロボット工学	二
理学Ⅲ	二	電磁気学	二

「は」に改め、「除く」の下に、「又は単位互換協定に基づく他の大学等若しくは

高等専門学校の開講科目」を加え、同表小計の項中

「四」を「六」に、「六八単位」を「六六単位」に、「二八単位」を「三〇単位」に

改め、同表合計の項中

「七八単位」を「七六単位」に、「四六単位」を「四八単位」に改め、同号(二)の表

専門教育科目システム科学技術基礎科目の項中

基礎物理学
二

基礎物理学

に改め、同表専門教育科目専門科目の項中、「又

は」を「若しくは」に改め、「除く。」の下に「又は単位互換協定に基づく他の大学等若しくは高等専門学校の開講科目」を加え、同表小計の項中「七六」を「七四」

に、「四」を「六」に改め、同表合計の項中「一三〇」を「一二八」に、

四

を「六」に改め、同号(三)の表専門教育科目専門科目の項、同号(四)の表専門教育科

目専門科目の項、別表第三号(一)の表専門教育科目専門科目の項、同号(二)の表専門教育科目専門科目の項及び同号(三)の表専門教育科目専門科目の項中「又は」を「若しくは」に改め、「除く。」の下に「又は単位互換協定に基づく他の大学等若しくは高等専門学校の開講科目」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に秋田県立大学に在学する者で、引き続き施行日以後に在学するもの(以下「在学生」という。)が履修すべき授業科目の種類及びその単位数並びに修得すべき単位数は、この規則による改正後の秋田県立大学学則(以下「改正後の規則」という。)別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、在学生は、改正後の規則別表の規定の例により単位互換協定に基づく他の大学、短期大学又は高等専門学校の開講科目を選択科目に算入することができる。

4 第二項の規定にかかわらず、平成十三年四月一日以後に秋田県立大学に入学したシステム科学技術学部機械知能システム学科の在学生については、ロボット工学を選択科目とし、専門教育科目専門科目の修得すべき単位数を、必修科目にあっては四十単位とし、選択科目にあっては二十六単位以上とする。

5 前三項に規定するもののほか、施行日以後に改正後の規則第三十四条から第三十六条までの規定により秋田県立大学に入学した学生の履修すべき授業科目の種類及びその単位数並びに修得すべき単位数に関し必要な事項は、学長が定める。

秋田県立大学短期大学部学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十号

秋田県立大学短期大学部学則の一部を改正する規則

秋田県立大学短期大学部学則(平成十一年秋田県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「聴講生」の下に「、特別聴講学生」を加える。

第三十三条第一項中「大学等」の下に「又は高等専門学校」を加える。

第四十三条第一項中「生物生産学科にあっては」及び「、農業工学科にあっては六十二単位以上」を削る。

第十二章の章名中「聴講生」の下に「、特別聴講学生」を加える。

第五十条の次に次の一条を加える。

(特別聴講学生)

第五十条の二 学長は、他の大学等又は高等専門学校に在学している学生で本学において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教授会の議を経て、当該他の大学等又は高等専門学校との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第三十一条及び第三十二条の規定を準用して単位を与えることができる。

第五十二条中「聴講生」の下に「、特別聴講学生」を加える。

別表第一号の表基礎科目教養教育の項及び基礎科目総合の項中「以上」の下に「(選択科目には、一単位まで、単位互換協定に基づく他の大学等又は高等専門学校の開講科目を算入することができる。)」を加え、同表専門基礎科目の項中「七単位以上」の下に「(選択科目には、二単位まで、単位互換協定に基づく他の大学等又は高等専門学校の開講科目を算入することができる。)」を加え、別表第二号の表小計の項中「以上」の下に「(選択科目及び選択科目にあっては、合わせて四単位まで、単位互換協定に基づく他の大学等又は高等専門学校の開講科目を算入することができる。)」を加え、同表の備考(三)中「その他前二号のいずれか」を「(一)又は(二)に掲げる者」に改め、別表第三号の表小計の項中「以上」の下に「(選択科目及び選択科目にあっては、合わせて四単位まで、単位互換協定に基づく他の大学等又は高等専門学校の開講科目を算入することができる。)」を加え、同表の備考(三)中「その他前二号のいずれか」を「(一)又は(二)に掲げる者」に改め、別表第四号の表専門科目必修科目の項中「二四単位」を「二二単位」に改め、同表小計の項中「以上」の下に「(選択科目及び選択科目にあっては、合わせて四単位まで、単位互換協定に基づく他の大学等又は高等専門学校の開講科目を算入することができる。)」を加え、

同表の備考(三中)「その他前二号のいずれか」を「(一)又は(二)に掲げる者」に改め、別表第五号の表基礎科目教養教育の項、基礎科目総合の項及び専門基礎科目の項中「以上」の下に「(選択科目には、二単位まで、単位互換協定に基づく他の大学等又は高等専門学校の開講科目を算入することができる。)」を加え、同表中「一七単位以上」の下に「(選択科目 及び選択科目 にあつては、合わせて四単位まで、単位互換協定に基づく他の大学等又は高等専門学校の開講科目を算入することができる。)」を加える。

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

知事の権限に属する社会福祉法人に関する事務を地域振興局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十一号

知事の権限に属する社会福祉法人に関する事務を地域振興局長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する社会福祉法人に関する事務を地域振興局長に委任する規則(平成十二年秋田県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「もの」の下に「及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所の運営を行う社会福祉法人で知事が別に定めるもの」を加える。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第七号

庁 中 一 般
教 育 委 員 会

保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、保育士、保育所及び保育所を運営する法人に関する事務に係る教育長その他の教育庁の職員の補助執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助執行する事務)

第二条 教育長その他の教育庁の職員は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の四に規定する保育士に関する事務、同法第三十九条第一項に規定する保育所(以下単に「保育所」という。)及び同法第五十九条第一項に規定する施設(これらに類する施設を含む。)に関する事務並びに保育所の運営のみを行う法人(保育所の運営及びそれ以外の事業を行う法人であつて健康福祉部長が別に定めるものを含む。)に関する事務を補助執行するものとする。

(決裁区分等)

第三条 前条に規定する事務のうち、高度な判断を要する事項並びに異例に属する事項及び先例となる事項のうち重要な事項に関するものについては、知事の決裁を要するものとする。

2 前条に規定する事務(一般的事務(次項に規定する事務を除く。)に限る。)のうち、副知事、教育長、幼保推進課長及び幼保推進課の班長の専決する事項は、秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)別表第二に定めるとおりとする。この場合において、同表中「部長」とあるのは「教育長」と、「次長」とあるのは「教育次長」と、「課長」とあるのは「幼保推進課長」とする。

3 前条に規定する事務のうち教育事務所(教育事務所出張所を含む。以下この条において同じ。)が所掌する一般的事務は、教育事務所の長の専決する事項とする。

4 前条に規定する事務(一般的事務以外の事務に限る。)のうち教育長、幼保推進課長及び教育事務所の長の専決する事項並びにその合議先は、健康福祉部長が別に定めるものとする。

5 前項に規定する事務のうち認可等の申請に基づいて行う事務の処理の日数は、別表に定めるとおりとする。

(代決)

第四条 知事が不在のときは、その決裁する事項について副知事が代決し、副知事も不在のときは教育長が代決するものとする。

2 副知事が不在のときは、その専決する事項について教育長が代決するものとする。

3 教育長が不在のときは、その専決する事項について教育次長(二人以上の教育次長を置く場合にあつては、教育長があらかじめ定める順序により指定する教育次長)が代決し、教育次長も不在のときは幼保推進課長が代決するものとする。

4 幼保推進課長が不在のときは、その専決する事項について政策監が代決し、政策

- 監も不在のときは当該事項に係る事務を所掌する班の班長が代決するものとする。
- 5 教育事務所の長が不在のときは、その専決する事項について副所長(二人以上の副所長を置く場合にあつては、教育事務所の長があらかじめ定める順序により指定する副所長)が代決し、副所長も不在のときは当該事項に係る事務を所掌する班の班長が代決するものとする。
- 6 教育事務所出張所の長が不在のときは、その専決する事項について当該事項に係る事務を所掌する班の班長が代決するものとする。
- (補則)
- 第五条 第三条及び前条に定めるもののほか、第一条に規定する事務に係る決裁及び処理の日数については、秋田県事務決裁規程及び許認可等事務処理日数設定規程(昭和四十年秋田県訓令第三号)に定めるところによる。
- 附 則
- この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

許 認 可 等 事 務		処 理	
根 拠 法 令 等 の 名 称	事 項 名	課	日 数
児童福祉法	1 指定試験機関の役員の選任及び解任の認可 (第18条の10第1項)	幼 保 推 進 課	30
	2 指定試験機関の試験委員の選任及び解任の認可 (第18条の11第2項において準用する第18条の10第1項)	幼 保 推 進 課	30
	3 指定試験機関の試験事務規程の認可 (第18条の13第1項)	幼 保 推 進 課	30
	4 指定試験機関の事業計画及び収支予算の認可 (第18条の14)	幼 保 推 進 課	30
	5 保育士登録証の交付 (第18条の18第1項)	幼 保 推 進 課	60
	6 第35条の施行に関する事務		
	(1) 保育所の設置の認可 (第4項)	教 育 事 務 所	20
(2) 保育所の廃止又は休止の承認 (第7項)	教 育 事 務 所	10	
児童福祉法施行令 (昭和23年政令第74号)	1 指定試験機関の試験事務の休止又は廃止の許可 (第11条)	幼 保 推 進 課	30
児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号)	1 保育士試験の受験資格の認定 (第6条の9第4号)	幼 保 推 進 課	20
社会福祉法 (昭和26年法律第45号)	1 社会福祉法人の設立の認可 (第31条第1項)	幼 保 推 進 課	30
	2 社会福祉法人の定款の変更の認可 (第43条第1項)	幼 保 推 進 課 教 育 事 務 所	20 20
	3 社会福祉法人の解散の認可又は認定 (第46条第2項)	幼 保 推 進 課 教 育 事 務 所	20 20
	4 社会福祉法人の合併の認可 (第49条第2項)	幼 保 推 進 課 教 育 事 務 所	30 30
	5 寄附金の募集の許可 (第73条第1項)	幼 保 推 進 課 教 育 事 務 所	20 20
社会福祉法施行規則 (昭和26年厚生省令第28号)	1 社会福祉事業に関する証明書の交付 (第14条第2項第4号)	幼 保 推 進 課 教 育 事 務 所	20 20
	2 寄附金募集従事証の交付 (第15条第1項)	幼 保 推 進 課 教 育 事 務 所	20 20

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubarainsatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄